

第84期

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

神奈川県伊勢原市石田350番地
当社本店 アマダフォーラム内
246ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

今回の株主総会につきましては、お土産のご用意はありません。また、株主総会終了後のイベント等も予定しておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、郵送またはインターネットにより議決権を行ってくださいませようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時15分まで

目次

第84期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	24
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告書	59
株主総会会場ご案内図	裏表紙



パソコン・
スマートフォンからも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6113/>



インターネットによる議決権行使も可能です。

■ 経営理念

お客さまとともに発展する。

私たちは、この理念を創業時から現在にいたるまで、すべての事業活動の原点として共有しています。お客さま視点に基づいた新たな価値の創造とその提供が、お客さま・アマダグループ相互の信頼関係をより強固にし、双方発展の源泉になると考えます。

事業を通じた国際社会への貢献。

世界のお客さまの『モノづくり』に貢献することは、地域社会さらには国際社会の発展にもつながるものと認識し、グループの経営資源を最適配置し世界の各市場で最高のソリューションを提供すべく事業活動を展開します。

創造と挑戦を実践する人づくり。

私たちは、常に現状をベストとせずさらに良い方法がないかを考え行動し、事業活動の改善・向上を図ります。これは、アマダグループの人材育成の基本理念であり、その実践の積み上げがアマダ独自の企業風土を醸成していくものと考えます。

高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動を行う。

アマダグループの経営および業務全般にわたって、透明性の確保と法令遵守の徹底を図り、健全な企業活動の上で、より一層の企業価値向上を目指します。

人と地球環境を大切にします。

アマダグループにかかわるすべての人（株主、顧客、取引先、従業員、地域住民など）、および地球環境を大切に、人と地球にとって良い企業であり続けます。

(証券コード 6113)

2022年6月3日

株 主 各 位

神奈川県伊勢原市石田200番地

株式会社アマダ

代表取締役社長 磯 部 任

招集ご通知

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2022年6月27日（月曜日）午後5時15分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

5頁から6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、上記の行使期限までにインターネットにより議決権を行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県伊勢原市石田350番地
当社本店 アマダフォーラム内 246ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

3. 会議の目的事項

報告事項

- (1) 第84期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第84期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。感染予防の観点から、当日のご来場は極力お控えいただき、郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。本総会に当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、検温等の感染予防のための措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.amada.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「個別注記表」及び「連結注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 計算書類及び連結計算書類につきましては、本招集ご通知における記載の統一化の観点から、西暦表記に修正しております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.amada.co.jp/>)に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

できるだけ当日のご出席はお控えください。

事前に議決権を行使される場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、**2022年6月27日（月曜日）午後5時15分**までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアクセスして、**2022年6月27日（月曜日）午後5時15分**までにご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください。

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

>>> インターネットによる議決権行使のご案内



書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンから当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、インターネットによる議決権行使が可能です。

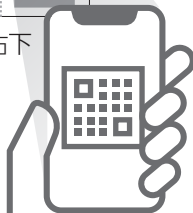
「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使書イメージ

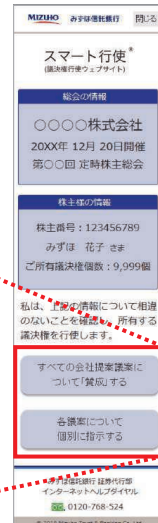
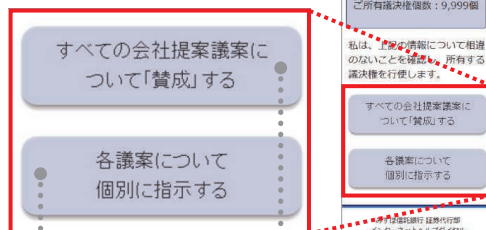


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ

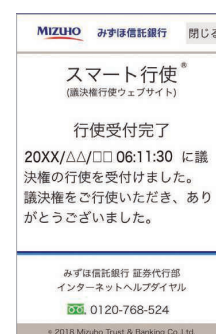
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り有効です。

議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時15分まで



ログインID・仮パスワード入力によるご行使



1 議決権行使
ウェブサイトへアクセス
「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 ログインする
「議決権行使コード」*を
入力し、「次へ」をクリック

議決権行使書イメージ(裏)



3 パスワードの変更
パスワード変更画面が
表示されますので、
「パスワード」*を入力し、
株主さまが以後ご使用になる
パスワードを入力し、
「登録」をクリック

*「議決権行使コード」「パスワード」は、
お手元の議決権行使書用紙の所有株式数
が印字されている面の左下に記載されて
います。

4 パスワード登録完了
「投票画面へ」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力願います。


ご注意

- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 (受付時間 午前9時~午後9時 土・日・休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、今後の事業展開に備えた資金を確保しつつ、適正な利益配分を継続的に実施することを株主還元の基本方針とし、剰余金の配当については配当性向50%程度を目安に安定的に行うことを基本としております。

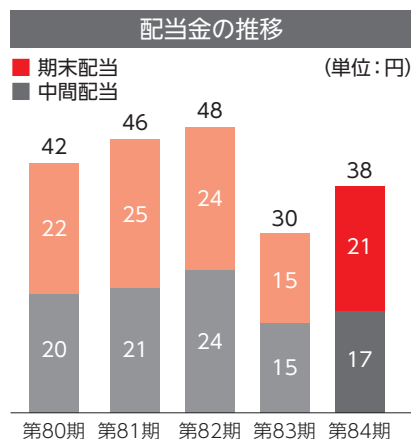
この方針に基づき、当期の剰余金の配当に関しては、当初の予想のとおり1株につき38円といたしたいと存じます。既に中間配当金として1株につき17円をお支払いいたしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき21円としてご提案させていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
普通株式1株につき金 21円
総額 7,300,858,110円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1. 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、取締役候補者の選任にあたり、任意の指名委員会での審議を経ております。

候補者番号	氏名				取締役会出席率	現在の当社における地位及び担当	指名委員会	報酬委員会
1	いそ 磯	べ 部	つとむ 任	再任	100% (8回/8回)	代表取締役社長	委員	委員
2	やま 山	なし 梨	たか あき 貴 昭	再任	100% (7回/7回)	取締役専務執行役員 板金開発・生産本部長	—	—
3	た 田	どころ 所	まさ ひこ 雅 彦	新任	—	専務執行役員 板金営業・サービス本部長	—	—
4	やま 山	もと 本	こう じ 浩 司	新任	—	常務執行役員 経営管理部門長、中国・ASEAN管掌	—	—
5	み 三	わ 輪	かず ひこ 和 彦	再任	100% (8回/8回)	取締役常務執行役員 財務部門長、法務担当	—	—
6	ま 間	づか 塚	みち よし 道 義	再任 社外 独立	100% (8回/8回)	社外取締役	委員長	委員
7	ち 千	の 野	とし たけ 俊 猛	再任 社外 独立	100% (8回/8回)	社外取締役	委員	委員長
8	み 三	よし 好	ひで かず 秀 和	再任 社外 独立	100% (8回/8回)	社外取締役	委員	委員
9	こ 小	べ 部	はる み 春 美	新任 社外 独立	—	—	—	—

(注) 1.山梨貴昭氏の取締役会出席率については、2021年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
2.上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。



候補者番号

1 いそ べ つとむ
磯部 任

生年月日

1961年5月19日生（満61歳）

再任

所有する当社の
株式数

61,000株

取締役会出席率

100%
(8回/8回)

略歴、地位及び担当

1985年12月	株式会社アマダメトレックス（合併により現当社）入社	2015年4月	当社代表取締役社長兼株式会社アマダ（合併により現当社）代表取締役社長
2000年4月	合併により当社入社	2015年10月	当社代表取締役社長兼経営管理本部長
2003年4月	当社秘書室長	2018年4月	当社代表取締役社長兼株式会社アマダ（合併により現当社）代表取締役社長
2007年6月	当社取締役経営企画部門統括部長	2020年4月	当社代表取締役社長執行役員
2009年6月	当社取締役執行役員経営企画本部長	2022年4月	当社代表取締役社長（現任）
2010年6月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長		
2013年4月	当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼財務本部長		

取締役候補者とした理由

磯部任氏は、当社の代表取締役社長として経営全般に関する意思決定及び業務執行の監督を適切に行っております。また、同氏は代表取締役社長としての経営手腕のほか、長年にわたり管理部門に携わる等、企業経営に関する高い知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

2 やま なし たか あき
山梨 貴昭

生年月日
1963年12月9日生（満58歳）

再任

所有する当社の
株式数 8,000株

取締役会出席率 100%
(7回/7回)

略歴、地位及び担当

1987年 4月	当社入社	2020年 4月	当社常務執行役員ブランク開発部門長 兼レーザ技術開発部門長
2009年 4月	当社板金ソリューション開発製造本部 ソリューション開発技術部門ブランキ ング第二開発部長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員板金技術開発 本部担当、生産本部管掌
2016年 1月	アマダ・アドバンスト・テクノロジー 社〔ドイツ〕社長	2022年 4月	当社取締役専務執行役員板金開発・生 産本部長（現任）
2018年 4月	当社上席執行役員ブランク開発本部長		

取締役候補者とした理由

山梨貴昭氏は、当社の板金開発部門及び生産部門を統括する責任者として職務を適切に行っております。また、同氏は長年にわたりレーザ技術を中心とした板金加工技術の開発と商品開発に携わるほか、海外の技術開発現地法人の責任者を経験する等、板金加工技術に関する豊富な経験と知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

3 た どころ まさ ひこ
田所 雅彦

生年月日
1962年2月26日生（満60歳）

新任

所有する当社の
株式数 8,000株

取締役会出席率 -

略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|---|-----------|--|
| 1982年 4月 | 株式会社アマダメトレックス（合併により現当社）入社 | 2015年 10月 | 同社取締役副社長 |
| 2003年 4月 | アマダカuttingテクノロジーズ（現アマダ・マシナリー・アメリカ）社長 | 2016年 4月 | 同社代表取締役社長 |
| 2006年 6月 | 株式会社アマダカutting（現株式会社アマダマシナリー）取締役副社長 | 2021年 4月 | 当社常務執行役員兼株式会社アマダマシナリー代表取締役社長 |
| 2007年 4月 | 同社代表取締役社長 | 2022年 4月 | 当社専務執行役員板金営業・サービス本部長兼株式会社アマダマシナリー取締役（現任） |
| 2014年 4月 | 株式会社アマダマシンツール（現株式会社アマダマシナリー）執行役員兼アマダ・マシンツール・ヨーロッパ（現アマダ・マシナリー・ヨーロッパ）社長 | | |

取締役候補者とした理由

田所雅彦氏は、当社の主力事業である板金事業の営業及びサービスを統括する本部長として職務を適切に行っております。また、同氏はこれまで切削・研削盤事業を展開する子会社の社長として経営全般に関する意思決定及び業務遂行の監督を適切に行ってきたほか、海外現地法人の代表を歴任する等、グローバルな企業経営に関する高い知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。



候補者番号

4 やまもと こうじ
山本 浩司

生年月日
1961年1月29日生（満61歳）

所有する当社の
株式数 17,000株

取締役会出席率 —

新任

略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2013年 4月	当社執行役員経営管理部門長
2006年 4月	当社海外事業部門長	2015年 6月	当社取締役経営管理部門長
2009年 4月	当社執行役員販売企画部門長兼アジア・中国部門長	2016年10月	当社執行役員兼アマダ・アジア・パシフィック社長兼アマダ（タイランド）社長
2010年 4月	株式会社アマダマシンツール（現株式会社アマダマシナリー）執行役員経営管理部門長	2019年 4月	当社執行役員兼天田（中国）有限公司 董事長・総経理
2011年 4月	同社取締役経営管理本部長	2022年 4月	当社常務執行役員経営管理部門長兼中国・ASEAN管掌（現任）

取締役候補者とした理由

山本浩司氏は、当社の経営管理部門及び中国・ASEAN事業等を統括する部門長として職務を適切に行っております。また、同氏は長年にわたり当社グループの海外事業の推進に携わり、海外現地法人の代表を歴任するなど、グローバルな企業経営に関する豊富な経験と高い知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

5 ^み ^わ ^{かず} ^{ひこ}
三輪 和彦

生年月日
1963年3月10日生（満59歳）

再任

所有する当社の
株式数 18,000株

取締役会出席率 100%
(8回/8回)

略歴、地位及び担当

1986年 4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	2016年 1月	当社入社 コーポレート企画部長
2004年 2月	株式会社みずほフィナンシャルグループIR部参事役	2016年 4月	当社社長室長
2006年 1月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 国際審査部参事役	2018年 4月	当社執行役員経営管理部門長
2006年 3月	同行国際審査部シニアクレジットオフィサー	2018年 6月	当社取締役経営管理部門長
2011年 11月	同行営業第十五部副部長	2020年 4月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長
		2021年 4月	当社取締役常務執行役員財務部門長
		2022年 4月	当社取締役常務執行役員財務部門長、 法務担当（現任）

取締役候補者とした理由

三輪和彦氏は、当社の財務部門及び法務を統括する部門長として職務を適切に行っております。また、同氏は管理部門の責任者を経験しているほか、前職において国際金融に関する業務に携わる等、グローバルな企業経営、財務・会計に関する豊富な経験と知見を有しております。以上の点を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。



候補者番号

6 まづか みちよし
間塚 道義

生年月日

1943年10月17日生（満78歳）

再任 社外 独立

取締役在任期間

6年

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席率

100%
(8回/8回)

略歴、地位及び担当

1968年 4月	富士通ファコム株式会社入社	2014年 6月	同社取締役相談役
1971年 4月	富士通株式会社転社	2015年 6月	日本コンクリート工業株式会社社外取締役（現任）
2001年 6月	同社取締役	2016年 6月	富士通株式会社相談役
2008年 6月	同社代表取締役会長	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
2009年 9月	同社代表取締役会長兼社長	2018年 4月	富士通株式会社シニアアドバイザー
2009年 10月	同社指名委員会委員、報酬委員会委員	2018年 6月	月島機械株式会社社外取締役（現任）
2010年 4月	同社代表取締役会長	2019年 6月	富士通株式会社シニアアドバイザー退任
2012年 6月	同社取締役会長		

重要な兼職の状況

- ・日本コンクリート工業株式会社社外取締役
- ・月島機械株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

間塚道義氏は、グローバル企業の経営者を歴任し、各種諮問委員会の委員も務められた経験から、企業経営者としての専門知識だけでなくコーポレート・ガバナンスに対する深い見識を有しております。当該観点から取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役として業務執行の監督を適切に行っております。また、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、適時適切な意見を述べております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の社外取締役として職務を適切に行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としていたしました。



候補者番号

7 ちの 千野 とし たけ 俊猛

生年月日

1946年10月17日生（満75歳）

再任

社外

独立

取締役在任期間

8年

所有する当社の
株式数

0株

取締役会出席率

100%
(8回/8回)

略歴、地位及び担当

1971年 4月 株式会社日刊工業新聞社入社
1995年 4月 同社編集局経済部長
2002年 6月 同社取締役
2003年 6月 同社代表取締役社長
2010年 11月 同社相談役

2011年 3月 同社相談役退任
2011年 4月 国立大学法人電気通信大学特任教授
(現任)
2014年 6月 当社社外取締役 (現任)
2017年 4月 社会福祉法人恩賜財団済生会理事 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

千野俊猛氏は、株式会社日刊工業新聞社において編集者を経て社長を務められた経験から、企業経営者としての専門知識及び産業界に関する見識を有しております。当該観点から取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役として業務執行の監督を適切に行っております。また、報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、適時適切な意見を述べております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の社外取締役として職務を適切に行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。



候補者番号

8 ^{み よし} 三好 ^{ひで かず} 秀和

生年月日
1950年7月17日生（満71歳）

再任 社外 独立

取締役在任期間 7年3か月

所有する当社の株式数 9,033株

取締役会出席率 100%
(8回/8回)

略歴、地位及び担当

1974年 4月	三好内外国特許事務所入所	1999年 8月	株式会社三好工業所有権研究所代表取締役（現任）
1978年 4月	弁理士登録（現在に至る）	2004年 4月	三好内外国特許事務所会長（現任）
1989年 4月	三好内外国特許事務所所長	2015年 4月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- ・三好内外国特許事務所会長
- ・株式会社三好工業所有権研究所代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

三好秀和氏は、長年の弁理士としての知的財産権に関する専門知識及び弁理士事務所の経営者としての経験を有しております。当該観点から取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役として業務執行の監督を適切に行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、適時適切な意見を述べております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の社外取締役として職務を適切に行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。



候補者番号

9 ^こ部 ^{はる} ^み春美

生年月日

1962年4月6日生（満60歳）

新任

社外

独立

取締役在任期間

-

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席率

-

略歴、地位及び担当

1985年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2011年 7月	同庁長官官房会計課長
1991年 7月	掛川税務署長	2013年 6月	広島国税局長
2000年 5月	欧州連合日本政府代表部一等書記官 （2002年1月より参事官） 兼在ベルギー日本国大使館	2014年 7月	財務省大臣官房審議官（関税局担当）
2003年 7月	財務省大臣官房企画官（国際局国際機構課）	2016年 6月	同省大臣官房サイバーセキュリティ・ 情報化審議官
2005年 7月	東京国税局課税第一部長	2018年 7月	同省大臣官房審議官（大臣官房担当） 兼財務総合政策研究所副所長
2006年 7月	国税庁課税部酒税課長	2019年 7月	国立大学法人政策研究大学院大学教授 （政策研究科）
2008年 7月	同庁調査査察部調査課長	2021年 7月	財務省退職
2009年10月	財務省関税局業務課長	2021年11月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会 社顧問（現任）
2010年 7月	国税庁長官官房企画課長		

重要な兼職の状況

・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

小部春美氏は、女性初の国税局長として広島国税局長を務められる等、長年にわたり財務省において要職を歴任し、国内外における豊富な経験と高度な専門知識を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、新しい観点から有益な意見や提言をいただくなど、当社の社外取締役として職務を適切に行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 磯部任、山梨貴昭、田所雅彦、山本浩司、三輪和彦、間塚道義、千野俊猛、小部春美の各氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 三好秀和氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である同事務所の関係会社と当社グループの間で取引があり、同事務所及び同事務所の関係会社に対し、当社グループより特許出願等に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各種調査業務等の報酬の支払い等を行っておりますが、それらの取引金額を合計しても、当社の連結売上収益に対して1%未満の僅少額であります。また、同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も2%程度の僅少額であります。
3. 間塚道義、千野俊猛、三好秀和、小部春美の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、間塚道義、千野俊猛、三好秀和の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、本議案が原案どおり承認された場合、3氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、小部春美氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、被保険者である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。
6. 間塚道義、千野俊猛、三好秀和の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、3氏の再任が承認された場合、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、小部春美氏が社外取締役に就任した場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 各候補者の年齢は、本総会最終時の満年齢であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役として選任をお願いする村田眞氏は、監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

むら た
村田

まこと
眞

生年月日
1947年8月17日生（満74歳）

所有する当社の
株式数

0株

社 外 独 立

略歴及び地位

1975年10月	国立大学法人電気通信大学電気通信学部助手	2001年4月	同大学電気通信学部教授
		2012年3月	同大学退職
1989年5月	同大学電気通信学部講師	2012年4月	同大学名誉教授（現任）
1991年4月	同大学電気通信学部助教授		

補欠の社外監査役候補者とした理由

村田眞氏は、長年にわたり電気通信大学の教授を務めた経験を持ち、機械工学を中心とした深い専門知識や教育者としての高い識見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の経験と知見に基づき、当社の監査体制に対して有益な助言をいただくことができる適切な人材と判断し、補欠の社外監査役候補者としたしました。

- (注)
1. 村田眞氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 村田眞氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 村田眞氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、監査役全員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、被保険者である監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、村田眞氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。
 5. 村田眞氏が社外監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 6. 年齢は、本総会終結時の満年齢であります。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役及び各監査役が備える専門性と経験は以下のとおりであります。

氏名	専門性、経験					
	企業経営	財務 会計	法務 リスクマネジメント コンプライアンス	グローバル	営業 マーケティング	研究開発 製造
取締役	磯部 任	○	○	○	○	
	山梨 貴昭	○			○	○
	田所 雅彦	○			○	○
	山本 浩司	○			○	○
	三輪 和彦	○	○	○		
	間塚 道義 社外 独立	○		○	○	○
	千野 俊猛 社外 独立	○		○		
	三好 秀和 社外 独立	○		○		○
	小部 春美 社外 独立			○	○	
監査役	重田 孝哉	○	○			
	柴田 耕太郎	○			○	
	竹之内 明 社外 独立			○		
	西浦 清二 社外 独立		○			

(ご参考) 社外役員の独立性基準

株式会社アマダ

株式会社アマダ（以下「当社」という。）は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）の独立性の基準を明らかにすることを目的として、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目をすべて満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 過去5年間に於いて、下記のいずれにも該当していないこと。
 - ①当社の大株主（総議決権数の10%以上の株式を保有する者）の取締役、監査役、執行役員又は使用人である者。
 - ②当社が主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人である者。
2. 過去5年間に於いて、当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の主要な借入先に所属していないこと。
3. 過去5年間に於いて、当社の主幹事証券に所属していないこと。
4. 過去5年間に於いて、当社グループの主要な取引先となる企業等、あるいは当社グループを主要な取引先とする企業等の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
5. 過去5年間に於いて、当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は使用人でないこと。
6. 過去5年間のいずれかにおいて、公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ている者でないこと。
7. 現在及び過去において、当社グループの取締役（社外を除く）、監査役（社外を除く）又は使用人でないこと。
8. 当社グループから役員を相互に派遣している会社又はその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
9. 過去5年以内に、当社の株式持合い先の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
10. 社外役員としての職務を遂行するうえで重大な利益相反を生じさせるおそれのある事由又はその判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する者でないこと。
11. 以下に該当する者の配偶者、2親等以内の親族でないこと。
 - ①当社グループの取締役、監査役、執行役員以上の者
 - ②過去5年間のいずれかの事業年度において当社グループの取締役、監査役、執行役員以上だった者
 - ③その他の項目で就任を制限している者
12. その他、独立性・中立性の観点で、社外役員としての職務遂行に支障を来たす事由を有していないこと。

2015年12月18日 制定

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

◆概況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及や政府の財政政策、中央銀行による金融緩和等により先進国を中心に回復を示し、同様に設備投資についても大きく改善しました。しかしながら、新型コロナウイルスの新たな変異株の出現や部品・材料の供給制約の問題などの経済影響が顕在化する中、ロシアのウクライナ侵攻といった地政学リスクが顕在化するなど、年度末にかけて経済成長に減速感が見られました。

このような経済環境のもと、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上収益3,126億5千8百万円（前期比24.8%増）となりました。このうち、国内は1,269億5千4百万円（前期比12.5%増）、海外は1,857億4百万円（前期比35.0%増）となりました。

営業利益は、部品・材料価格高騰の影響は見られたものの、増収及び操業度効果、販売価格の改善に伴う売上利益増加に加えて前年度から取り組んでいる販売関連費用の抑制や為替の円安推移等により385億3千8百万円（前期比44.3%増）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は277億6千9百万円（前期比49.6%増）となりました。


売上収益

3,126億5千8百万円

前期比 24.8% 

営業利益

385億3千8百万円

前期比 44.3% 

親会社の所有者に 帰属する当期利益

277億6千9百万円

前期比 49.6% 

当期の期中平均レート

[米ドル] 112.³⁸ 円

[ユーロ] 130.⁵⁶ 円

◆主な事業別営業の概況

事業別売上収益の状況は、次のとおりであります。

商品別売上収益構成比

〈金属加工機械事業〉

■ 板金部門

229,609百万円

■ 微細溶接部門

26,282百万円

〈金属工作機械事業〉

■ 切削・研削盤部門

39,513百万円

■ プレス部門

15,999百万円

■ その他

1,252百万円



金属加工機械事業

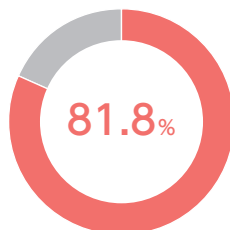
売上収益

2,558億9千2百万円
前期比 26.0% 

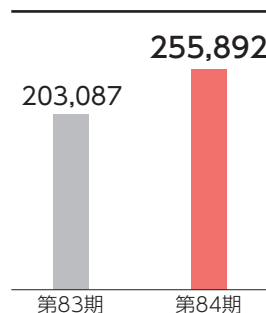
営業利益

311億7千6百万円
前期比 45.4% 

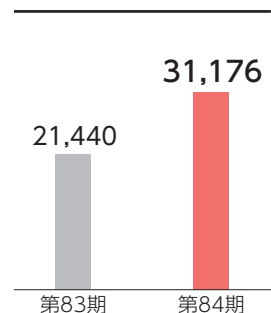
売上収益構成比



売上収益 (百万円)



営業利益 (百万円)



金属加工機械事業の売上収益は2,558億9千2百万円（前期比26.0%増）、営業利益は311億7千6百万円（前期比45.4%増）となりました。

<板金部門>

板金部門の売上収益は2,296億9百万円（前期比26.2%増）となりました。地域別の概況については以下のとおりであります。

日本：日本経済は、外需の回復等により企業活動の正常化が進む中、製造業の業況も回復基調を示し、機械受注も新型コロナウイルス感染拡大前の水準並に推移しております。当社においても政府による中小企業等の設備投資を支援する補助金の後押しも受け、半導体製造装置や産業機械などの一般機械関連や5Gの展開を背景としたOA・コンピュータ機器や通信機器、その他医療機器など、様々な業種で受注が拡大しました。このような受注環境の中、供給制約による生産稼働率の低下や、比較的納期の長い政府補助金を利用した受注も見られたため、売上収益は889億9千4百万円（前期比11.4%増）となりました。

北米：米国経済は、年度前半の政府による財政政策や金融緩和、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展などによりコロナ禍前の水準に拡大しており、設備投資も概ね堅調に推移しました。当社におきましても企業の設備投資意欲が高まる中、自動化商品の需要拡大を背景に販売が増加し、売上収益は594億5千万円（前期比33.4%増）となりました。

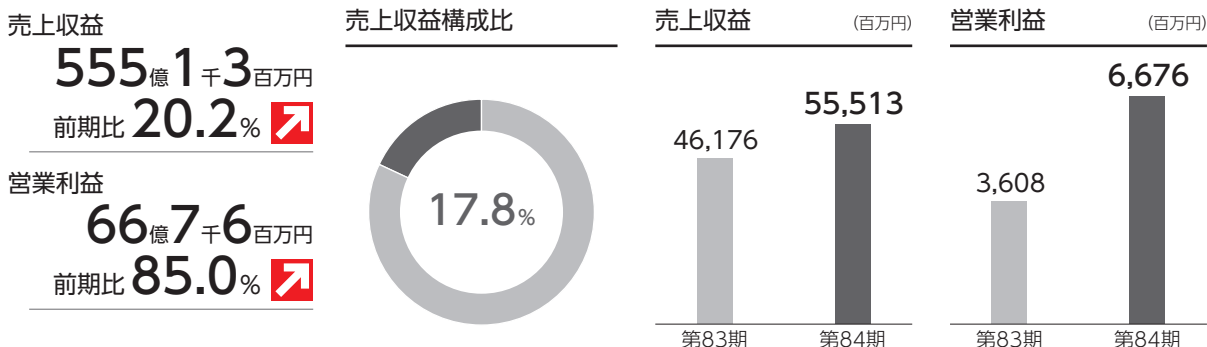
欧州：欧州経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進む中、各国のGDPにも回復が見られました。このような中、当社においても水素エネルギー関連やEVの充電ステーション、半導体製造装置、医療機器、農機具関連等が需要を牽引したことで、イギリス・フランス・イタリア・ドイツ等の各主要市場で大幅増収となったことから、売上収益は507億4百万円（前期比46.1%増）となりました。

アジア他：アジアで最も大きい市場である中国はいち早くコロナ禍から回復し、EV・新電力関連や医療機器関連などで需要の増加が見られましたが、年度後半は新型コロナウイルス変異株によるロックダウン等の影響を受け、売上収益は小幅増となりました。一方でインドでは、ロックダウンの緩和以降、EV等の輸送機器関連や機械カバー等の一般機械関連が好調に推移し、韓国では、世界的な半導体等の需要拡大を背景に輸出が好調に推移するなど、半導体製造装置や電子機器関連向けを中心に販売が大幅に増加しました。ASEAN域内では、マレーシアで政府主導による電気・電子産業等における外資製造業の誘致も多く見られ、電子部品や半導体製造装置関連向けの販売が拡大しました。以上からアジア他全体の売上収益は304億6千万円（前期比33.8%増）となりました。

<微細溶接部門>

微細溶接部門の売上収益は262億8千2百万円（前期比24.4%増）となりました。全地域で増収となり、特に韓国や中国などでは主力のリチウムイオン電池関連向けの好調な販売が寄与しました。また北米や欧州では、医療機器関連向けの販売が好調に推移しました。

金属工作機械事業



金属工作機械事業の売上収益は555億1千3百万円（前期比20.2%増）、営業利益は66億7千6百万円（前期比85.0%増）となりました。

<切削・研削盤部門>

切削・研削盤部門の売上収益は395億1千3百万円（前期比23.7%増）となりました。国内では自動車関連向けの販売は低調に推移したものの、建設機械や工作機械等向けに切削マシンの販売が拡大しました。また、海外では北米で建築関連向けの販売が好調に推移しました。

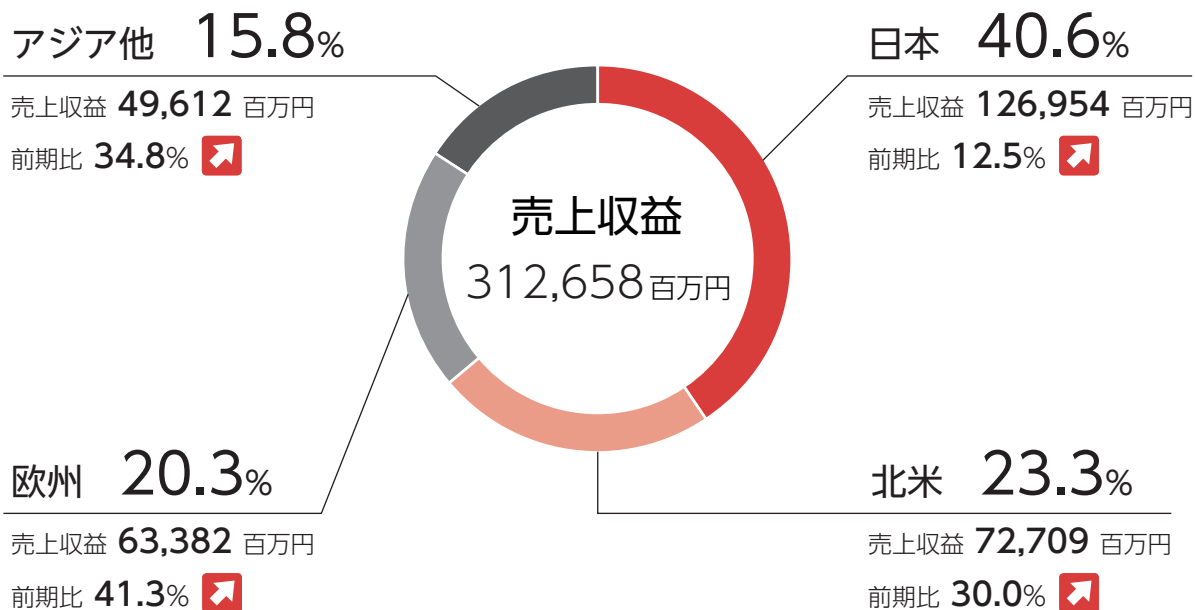
<プレス部門>

プレス部門の売上収益は159億9千9百万円（前期比12.3%増）となりました。国内では、主力の自動車関連業界において半導体等の供給制約を起因とする自動車の減産・生産調整によりお客さまの設備投資意欲に停滞感が見られましたが、環境機器等の家電関連向けの販売が好調に推移したこともあり増収となりました。

◆主な地域別営業の概況

地域別売上収益の状況は、国内外の別では日本12.5%増、海外35.0%増となり、海外売上比率は、前期の54.9%から59.4%となりました。

主要地域における売上収益の状況は以下のとおりであります。



(2) 設備投資等の状況

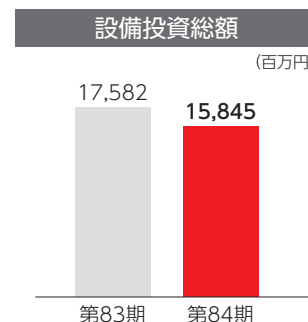
当期において実施いたしました当社グループの有形固定資産の設備投資額は126億8千8百万円であります。

また、自社利用目的のソフトウェア取得等の無形固定資産の支出額は31億5千7百万円であります。

設備投資等の主なものは次のとおりであります。

- ① 伊勢原事業所における商品展示施設等の改修
- ② 日本、欧州、中国におけるブレード生産設備の増強
- ③ サービスビジネスにおけるDX化

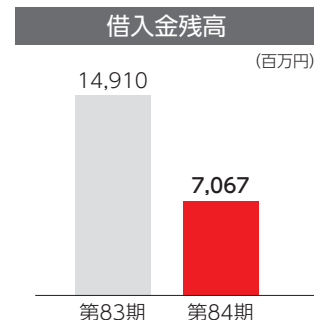
有形固定資産の設備投資額及び無形固定資産の支出額を合わせた設備投資等の総額は、158億4千5百万円であります。



(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、おおむね自己資金で賄いましたが、一部の連結子会社では金融機関からの借入れを行っております。

当期末の借入金の残高は70億6千7百万円と、前期末に比べ78億4千3百万円減少いたしました。



(4) 対処すべき課題

◆会社経営の基本方針

当社グループは「お客さまとともに発展する」、「事業を通じた国際社会への貢献」、「創造と挑戦を実践する人づくり」、「高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動を行う」、「人と地球環境を大切にすること」という5つの経営理念の下、市場環境の変化とともに急速に多様化するユーザーニーズに迅速・的確に対応し、社内外の経営資源を戦略的・効率的に活用することにより、金属加工機械、金属工作機械及びこれらに関連するソフトウェア・情報ネットワークシステム・技術サービスの各事業分野で最高のソリューションを提供し続けることで、長期的な成長と社会に貢献できる会社づくりを進め、持続的な企業価値の向上に努めています。

◆中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

外部環境は、依然として収束が見通せない新型コロナウイルスの感染拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により世界情勢は目まぐるしく変化しており、より不確実なものとなっております。

当社グループの主要な販売先である金属加工業におきましても、エネルギー価格の高騰や資材調達コストの増大による収益への影響が顕在化し始めております。こうしたモノづくりを取り巻く課題を解決するための省エネ・省力化、高効率化に対する需要は今後さらに高まっていくことが予想されます。また、リモートでの営業活動が浸透するなど、ビジネススタイルも大きく変化しつつあり、地域特性に応じたお客さまニーズの多様化も進展しております。併せて、脱炭素社会実現への貢献をはじめとするサステナビリティをめぐる諸課題への対応に注目が集まっております。

このような状況の中、当社グループは以下の施策に積極的に取り組んでまいります。

① 成長戦略の実行

- ・革新的な技術の開発に基づくレーザビジネスの拡大
- ・ロボットやソフトウェアの技術を駆使した自動化ビジネスの推進
- ・「V-factory」によるIoTを活用した生産性向上提案とサービス提供の促進
- ・リアル（施設）とバーチャル（Web）が融合した営業モデルの構築
- ・欧米市場における地域ニーズに応じた現地完結型体制の整備
- ・先端技術の探索に基づく新規事業への投資、アライアンスの実行

② 強固な収益体質の確立

- ・ 製造と開発が一体となったモノづくり改革の推進による品質・コスト・納期の追求
- ・ 製造IoT改革によるヒトと環境に優しい最先端のモノづくりの実現
- ・ AI分析に基づくサービス品質の向上、ITを活用したサービス活動の効率化

③ 資本の生産性向上による企業価値向上

- ・ 経営基盤の強化に向けた人材育成、技術開発等のソフトへの投資拡充
- ・ 現地生産化の推進によるリードタイム短縮や、地域サプライチェーン・マネジメント体制強化による棚卸資産の最適化
- ・ 遊休不動産等のノンコア資産の整理・売却
- ・ 政策保有株式の縮減

④ SDGs、ESGへの積極的な取り組み

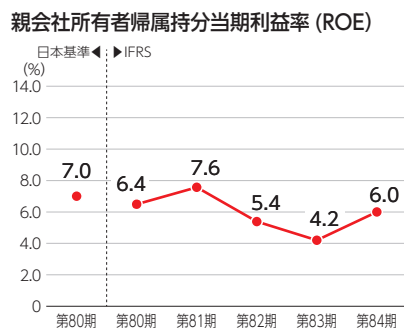
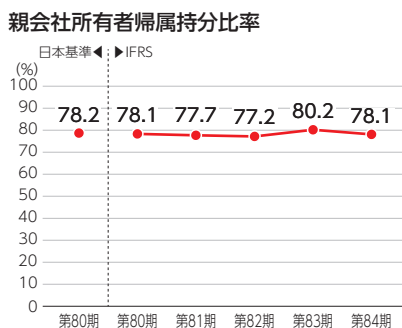
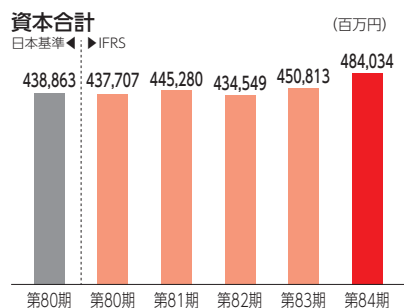
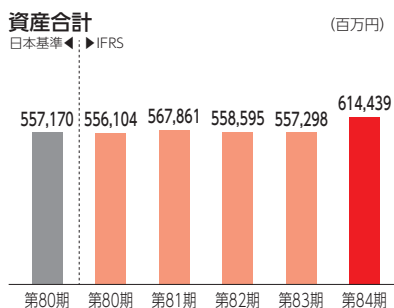
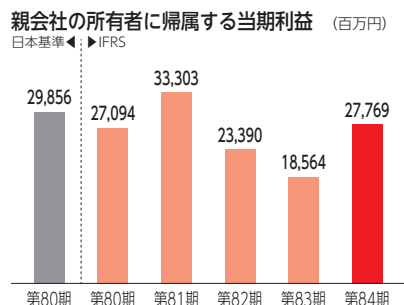
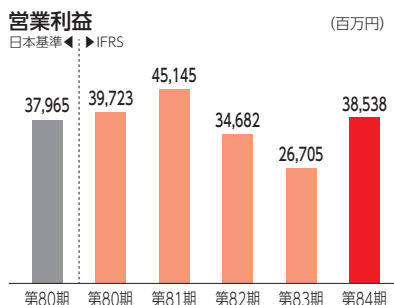
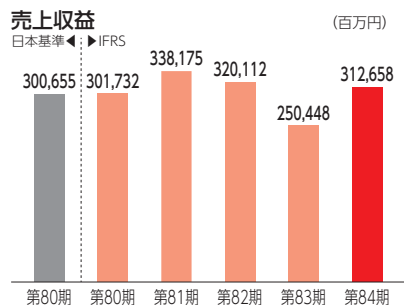
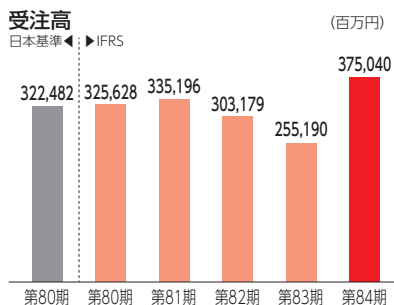
- ・ 持続可能な社会の構築への貢献と企業価値向上の両立に向けたESG経営の実践
- ・ 脱炭素社会の実現に資する環境負荷低減に配慮した商品の企画と生産体制の推進
- ・ 働き方の多様化の推進、女性活躍を後押しする人事制度の整備
- ・ 地域社会、文化、教育、スポーツなど幅広い分野での社会貢献活動の実施
- ・ リスクマネジメントの推進及びコーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループといたしましては、以上のような諸施策を着実に推進・実行することにより、さらなる企業価値の向上を図るとともに、金属加工機械の世界トップメーカーとしての地位を不動のものとしてまいりたいと存じます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		期 別	日本基準	IFRS				
			第80期 (自2017.4.1 至2018.3.31)	第80期 (自2017.4.1 至2018.3.31)	第81期 (自2018.4.1 至2019.3.31)	第82期 (自2019.4.1 至2020.3.31)	第83期 (自2020.4.1 至2021.3.31)	第84期(当期) (自2021.4.1 至2022.3.31)
受注高	百万円	322,482	325,628	335,196	303,179	255,190	375,040	
売上収益	〃	300,655	301,732	338,175	320,112	250,448	312,658	
営業利益	〃	37,965	39,723	45,145	34,682	26,705	38,538	
親会社の所有者に帰属する当期利益	〃	29,856	27,094	33,303	23,390	18,564	27,769	
基本的1株当たり当期利益	円	81.62	74.07	91.50	65.91	53.40	79.88	
資産合計	百万円	557,170	556,104	567,861	558,595	557,298	614,439	
資本合計	〃	438,863	437,707	445,280	434,549	450,813	484,034	
1株当たり親会社所有者帰属持分	円	1,190.97	1,186.66	1,237.85	1,239.96	1,285.95	1,380.05	
親会社所有者帰属持分比率	%	78.2	78.1	77.7	77.2	80.2	78.1	
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	〃	7.0	6.4	7.6	5.4	4.2	6.0	

- (注) 1. 第81期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第80期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分につきましては、それぞれ期中平均発行済株式総数、期末現在発行済株式総数（いずれも自己株式を控除）に基づき算出しております。
3. 第82期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第81期の財務数値を修正しております。



(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アマダマシナリー	神奈川県 伊勢原市	百万円 400	100.0	切削・工作機械等の開発、製造、販売
株式会社アマダウエルドテック	神奈川県 伊勢原市	百万円 1,606	100.0	精密レーザ機器、抵抗溶接機器等の 開発、製造、販売
株式会社アマダプレスシステム	神奈川県 伊勢原市	百万円 1,491	100.0	プレス機械、プレス加工自動化機械 装置等の開発、製造、販売
株式会社アマダオートメーションシステムズ	神奈川県 伊勢原市	百万円 80	100.0	板金商品の周辺装置の製造
株式会社アマダツール	神奈川県 伊勢原市	百万円 400	100.0	金型の開発、製造、販売
株式会社アマダAIイノベーション研究所	神奈川県 伊勢原市	百万円 10	100.0	新事業及び新技術の調査研究
アマダ・ノース・アメリカ社	米国	千米ドル 148,450	100.0	北米現地法人の持株・統括機能
アマダ・アメリカ社	米国	千米ドル 59,000	※ 100.0	板金商品の北米市場への販売 板金商品の製造
アマダ・マシナリー・アメリカ社	米国	千米ドル 4,220	※ 100.0	切削・工作機械の北米市場への販売
アマダ・マーベル社	米国	米ドル 30	100.0	切削機械等の開発、製造
アマダ・カナダ社	カナダ	千CADドル 3,000	100.0	板金商品のカナダ市場への販売
アマダ・メキシコ社	メキシコ	千ペソ 9,494	※ 100.0	板金商品のメキシコ市場への販売
アマダ・ユー・ケー社	英国	千ポンド 2,606	100.0	板金商品の英国市場への販売
ドイツ・アマダ社	ドイツ	千ユーロ 6,474	※ 100.0	板金商品のドイツ市場への販売
アマダ・マシナリー・ヨーロッパ社	ドイツ	千ユーロ 6,000	※ 100.0	切削・工作機械の欧州市場への販売
アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社	フランス	千ユーロ 28,491	100.0	欧州現地法人の統括 板金商品の製造
アマダ・エス・エー社	フランス	千ユーロ 8,677	※ 100.0	板金商品のフランス市場への販売
アマダ・イタリア社	イタリア	千ユーロ 21,136	※ 100.0	板金商品のイタリア市場への販売
アマダ・オーストリア社	オーストリア	千ユーロ 16,206	100.0	金切帯鋸刃、金型の製造
アマダ・スカンジナビア社	スウェーデン	千クローナ 500	※ 100.0	板金商品の北欧市場への販売
アマダ・オートメーション・ヨーロッパ社	フィンランド	千ユーロ 50	100.0	板金商品の周辺装置の開発、製造

会社名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
アマダ・ポーランド社	ポーランド	千ズウォティ 20,000	※ 100.0	板金商品のポーランド市場への販売
天田 (中国) 有限公司	中国	百万円 3,000	100.0	中国現地法人の統括 板金商品の中国市場への販売
天田連雲港機械有限公司	中国	百万円 796	※ 100.0	金切帯鋸刃の製造
天田 (連雲港) 机床工具有限公司	中国	千米ドル 5,880	※ 100.0	金切帯鋸刃の製造
天田 股 份 有 限 公 司	台湾	千NTドル 82,670	※ 75.0	板金商品の台湾市場への販売
アマダ・コリア社	韓国	百万ウォン 22,200	100.0	板金商品の韓国市場への販売
アマダ・アジア・パシフィック社	タイ	千バーツ 550,850	※ 100.0	ASEAN現地法人の統括
アマダ (タイランド) 社	タイ	千バーツ 476,000	※ 100.0	板金商品等のタイ市場への販売
アマダ・シンガポール社	シンガポール	千SGドル 400	※ 100.0	板金商品のシンガポール市場への販売
アマダ (マレーシア) 社	マレーシア	千リンギット 1,000	※ 100.0	板金商品のマレーシア市場への販売
アマダ・ベトナム社	ベトナム	百万ドン 8,967	100.0	板金商品のベトナム市場への販売
アマダ (インド) 社	インド	千ルピー 87,210	100.0	板金商品のインド市場への販売
アマダ・マシナリー・インドネシア社	インドネシア	百万ルピア 13,500	※ 100.0	板金商品のインドネシア市場への販売
アマダ・オセアニア社	オーストラリア	千AUDドル 6,450	100.0	板金商品のオセアニア市場への販売
アマダ・ブラジル社	ブラジル	千レアル 35,600	100.0	板金商品のブラジル市場への販売
アマダ・ミドル・イースト社	UAE	千ディルハム 5,000	80.0	板金商品のUAE市場への販売

※印は、子会社による出資を含む比率であります。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、金属加工機械及び金属工作機械の開発、製造、販売、サービスを主な事業とし、その他これらに付帯する事業を営んでおります。さらに、不動産賃貸等の事業も営んでおります。

事業・部門別の主要営業品目等は次のとおりであります。

① 金属加工機械事業

部 門		主 要 営 業 品 目 等
板 金 部 門	マ シ ン	レーザマシン、NC付タレットパンチプレス、パンチ・レーザ複合加工機、プレスブレーキ、ベンディングロボット、シャーリング、板金加工システムライン
	ソフト・F A 機器	F A用コンピューター、F A用ソフトウェア
	サ ー ビ ス	修理、保守、点検
	消 耗 品	パンチプレス、プレスブレーキ用等の各種金型
微 細 溶 接 部 門		精密レーザ機器、抵抗溶接機器 修理、保守、点検

② 金属工作機械事業

切 削 ・ 研 削 盤 部 門	金切帯鋸盤、形鋼切断機、ボール盤、金切帯鋸刃、研削盤 修理、保守、点検
プ レ ス 部 門	メカニカルプレス、プレス加工自動化機械装置 修理、保守、点検

③ その他

ショッピングセンター等の不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 国内

本社中枢機能	当社グループ伊勢原事業所〔神奈川県〕	
開発・製造拠点	株式会社アマダ富士宮事業所〔静岡県〕(*1) 株式会社アマダ土岐事業所〔岐阜県〕(*2) 株式会社アマダマシナリー小野工場〔兵庫県〕 株式会社アマダウエルドテック野田事業所〔千葉県〕 株式会社アマダプレスシステム伊勢原事業所〔神奈川県〕 株式会社アマダオートメーションシステムズ福島工場〔福島県〕 株式会社アマダツール伊勢原工場〔神奈川県〕、土岐工場〔岐阜県〕	
販売・サービス拠点	板金・微細溶接	株式会社アマダ本社ソリューションセンター〔神奈川県〕 株式会社アマダ富士宮テクニカルセンター〔静岡県〕 株式会社アマダ関西テクニカルセンター〔大阪府〕 株式会社アマダ販売拠点〔6支店、21営業所〕 株式会社アマダサービス拠点〔47サービスセンター〕 株式会社アマダウエルドテック販売拠点〔6営業所〕
	切削・研削盤・プレス	株式会社アマダマシナリー切削販売・サービス拠点〔21営業所、39サービスセンター〕 株式会社アマダマシナリー研削盤販売・サービス拠点〔15営業所、16サービスセンター〕 株式会社アマダプレスシステムプレス販売・サービス拠点〔20営業所、35サービスセンター〕 株式会社アマダプレスシステムプレス周辺装置等販売・サービス拠点〔15営業所〕

(*1) 開発・製造拠点のほか、パーツセンター（部品供給拠点）を含みます。

(*2) 開発・製造拠点のほか、テクニカルセンター（販売・サービス拠点）を含みます。

② 海外

地域統括拠点	北米	アマダ・ノース・アメリカ社〔米国〕
	欧州	アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社〔フランス〕
	アジア	天田（中国）有限公司〔中国〕 アマダ・アジア・パシフィック社〔タイ〕
販売・サービス拠点	北米	アマダ・アメリカ社〔米国〕 アマダ・マシナリー・アメリカ社〔米国〕 アマダ・カナダ社〔カナダ〕 アマダ・メキシコ社〔メキシコ〕
	欧州	アマダ・ユー・ケー社〔英国〕 ドイツ・アマダ社〔ドイツ〕 アマダ・マシナリー・ヨーロッパ社〔ドイツ〕 アマダ・エス・エー社〔フランス〕 アマダ・イタリア社〔イタリア〕 アマダ・ポーランド社〔ポーランド〕 アマダ・スカンジナビア社〔スウェーデン〕
	アジア	天田（中国）有限公司〔中国〕 天田股份有限公司〔台湾〕 アマダ・コリア社〔韓国〕 アマダ・シンガポール社〔シンガポール〕 アマダ（タイランド）社〔タイ〕 アマダ（マレーシア）社〔マレーシア〕 アマダ・ベトナム社〔ベトナム〕 アマダ（インド）社〔インド〕 アマダ・マシナリー・インドネシア社〔インドネシア〕
	その他の地域	アマダ・オセアニア社〔オーストラリア〕 アマダ・ブラジル社〔ブラジル〕 アマダ・ミドル・イースト社〔UAE〕
製造拠点	北米	アマダ・アメリカ社ブレア工場〔米国〕 アマダ・アメリカ社ハイポイント工場〔米国〕 アマダ・ツール・アメリカ社〔米国〕 アマダ・マーベル社〔米国〕
	欧州	アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社シャルルビル工場ほか〔フランス〕 アマダ・オーストリア社〔オーストリア〕 アマダ・オートメーション・ヨーロッパ社〔フィンランド〕
	アジア	天田連雲港機械有限公司〔中国〕 天田（連雲港）机床工具有限公司〔中国〕

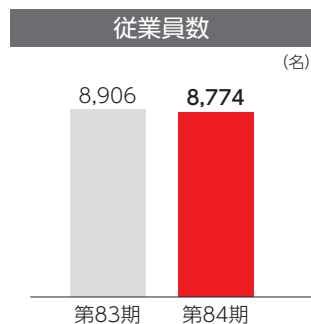
(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
8,774名	132名減

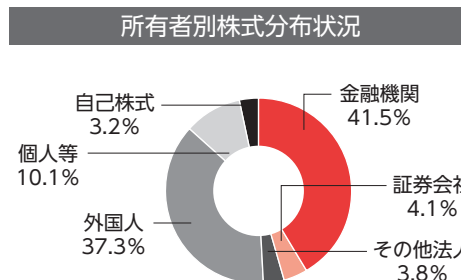
② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
2,554名	122名減
平均年齢	平均勤続年数
43.2歳	17.6年



2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 550,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 359,115,217株
 (自己株式11,455,307株を含む。)
 (3) 株主数 43,066名



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率(*)
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	69,813	20.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	32,965	9.48
公益財団法人天田財団	9,936	2.86
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	7,906	2.27
株式会社かんぽ生命保険	7,389	2.13
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	6,208	1.79
日本生命保険相互会社	5,894	1.70
SMB C日興証券株式会社	5,257	1.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,157	1.48
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	4,707	1.35

(*) 持株比率は、自己株式数 (11,455,307株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

役名	氏名	担当、主な職業 [重要な兼職の状況等]
代表取締役 社長執行役員	磯部 任	
取締役 専務執行役員	栗原 俊典	板金営業本部担当
取締役 常務執行役員	三輪 和彦	財務部門長
取締役 常務執行役員	山梨 貴昭	板金技術開発本部担当、生産本部管掌
取締役相談役	岡本 満夫	[株式会社アマダマシナリー代表取締役会長] [株式会社アマダウエルドテック代表取締役会長] [株式会社アマダプレスシステム代表取締役会長] [アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社取締役会長]
社外取締役	間塚 道義	[日本コンクリート工業株式会社社外取締役] [月島機械株式会社社外取締役]
社外取締役	千野 俊猛	
社外取締役	三好 秀和	弁理士 [三好内外国特許事務所会長] [株式会社三好工業所有権研究所代表取締役]
常勤監査役	重田 孝哉	
常勤監査役	柴田 耕太郎	
社外監査役	竹之内 明	弁護士 [辻誠法律事務所所属]
社外監査役	西浦 清二	税理士 [西浦清二税理士事務所所長]

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第83期定時株主総会において、山梨貴昭氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、福井幸弘氏は任期満了により退任いたしました。
3. 常勤監査役の重田孝哉氏は、当社の財務部門において長年の経験を有するとともに取締役財務部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 間塚道義、千野俊猛、三好秀和の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は3氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
5. 竹之内明及び西浦清二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主目線を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、執行から独立した立場にあることに鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、職位・職責に応じてあらかじめ定められた報酬基準額を基に個人別の支給額を決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、賞与を短期インセンティブと位置付け、業績指標を反映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。経営指標として重要であることに加え、配当

原資でもあることから株主目線の経営を意識するという理由で、単年度の親会社の所有者に帰属する当期利益（以下、当期利益という。）を指標とする。具体的には、各事業年度の当期利益に配当性向(%)の1/50の率を乗じて算出する金額を上限に、支給対象となる員数と配当金の成長率を加味して支給総額を決定し、個別の配分は職位や職責に応じて決定した上で、一定割合を成果に応じて増減させる方法で金額を算定するものとする。

Ⅰ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現行の取締役報酬制度においては、業績連動型賞与の割合を一定の水準には固定せず、当社の業績拡大に応じて取締役の総報酬に占める業績連動型賞与の割合が高くなる設計としている。そのため、取締役の報酬総額に占める業績連動報酬の割合の決定に関する方針は定めないこととする。

Ⅱ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定権限については、取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会における審議を経て決定することとする。

ii) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

決定方針の決定方法は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主目線を意識し、かつ、中長期の経営方針も踏まえた報酬体系を構築すべく、人事部門が作成した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案について、任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な審議を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第81期定時株主総会において年額468百万円以内（うち、社外取締役は年額50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1986年6月27日開催の第48期定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外)	387 (24)	187 (24)	200 (一)	—	9 (3)
監査役 (うち社外)	41 (12)	41 (12)	—	—	4 (2)
合計	428	228	200	—	13 (5)

(注) 業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。賞与の算定の基礎として選定した業績指標は単年度の当期利益であり、当事業年度を含む当期利益の推移は1。(5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
		月島機械株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
	千野俊猛	—	—	—
	三好秀和	三好内外国特許事務所	会長	当社は同社との間に取引関係があります。(注)
株式会社三好工業所有権研究所		代表取締役		
監査役	竹之内明	辻誠法律事務所	—	特別の関係はありません。
	西浦清二	西浦清二税理士事務所	所長	特別の関係はありません。

(注) 取締役三好秀和氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である株式会社三好工業所有権研究所と当社グループの間で取引があり、同事務所及び同社に対し、当社グループより特許出願等に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各種調査業務等の報酬の支払い等を行っておりますが、それらの取引金額を合計しても、当社の連結売上収益に対して1%未満の僅少額であります。また、同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も2%程度の僅少額であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	間塚道義	<p>当期中に開催された取締役会8回すべてに出席し、元グローバル企業の経営者としての専門的知見、コーポレート・ガバナンスに関する各種諮問委員を務めた経験等に基づく発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会の委員長として公正で透明性が高い委員会運営を主導しております。併せて、報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
	千野俊猛	<p>当期中に開催された取締役会8回すべてに出席し、元新聞社の編集者及び企業経営者としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員長として公正で透明性が高い委員会運営を主導しております。併せて、指名委員会の委員として知見に基づいた意見・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
	三好秀和	<p>当期中に開催された取締役会8回すべてに出席し、弁理士事務所の経営者及び弁理士としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言等を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
監査役	竹之内 明	<p>当期中に開催された取締役会8回、監査役会9回のそれぞれすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って、事業所の監査等を行い監査役会に報告しております。</p>
	西浦清二	<p>当期中に開催された取締役会8回、監査役会9回のそれぞれすべてに出席し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って、事業所の監査等を行い監査役会に報告しております。</p>

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

114百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

164百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性において問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

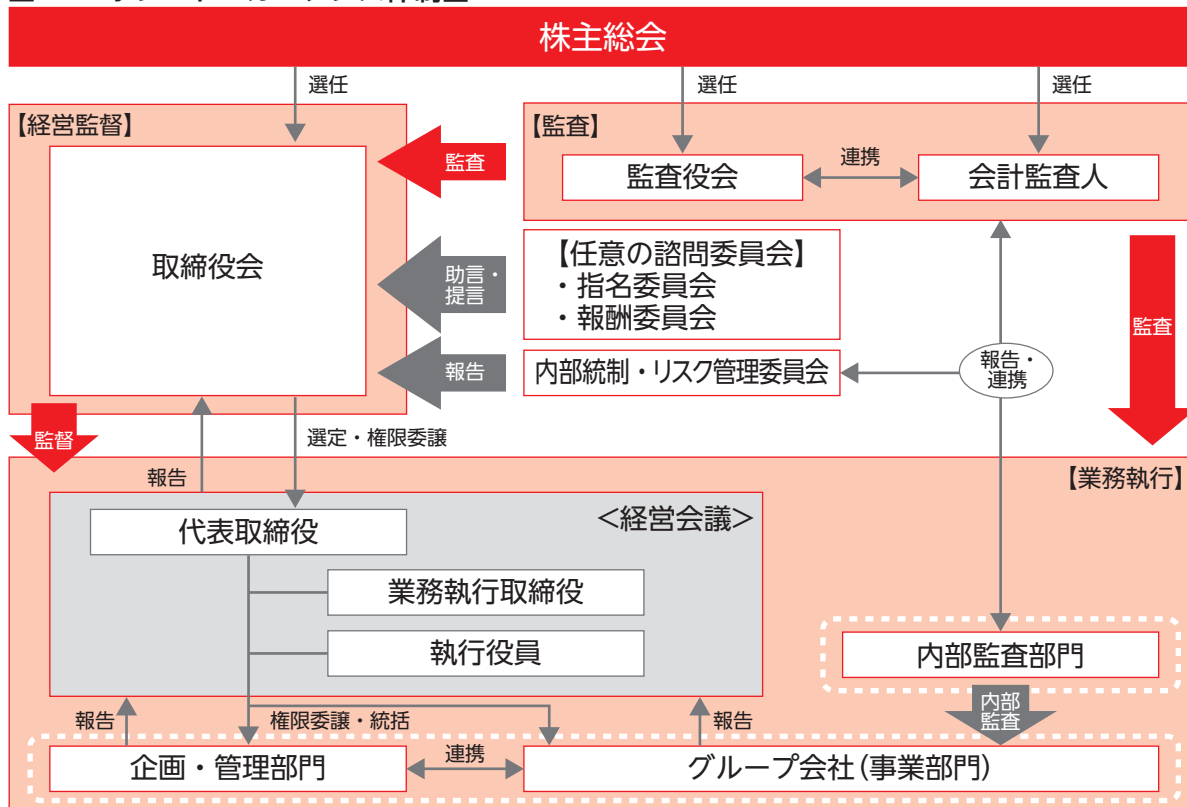
6. コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社は、高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動が極めて重要であると考えており、経営及び業務の全般にわたり、透明性の確保と法令遵守の徹底を基本とし、次の考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ① 株主の権利・平等性を確保するよう努めます。
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- ④ 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努めます。
- ⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

■ コーポレート・ガバナンス体制図



7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議し、以下のとおり基本方針を決定しております。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループにおけるコンプライアンス（法令・社内規程遵守等）の基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことによりコンプライアンス体制を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを当社グループの各社に周知する。これらのコンプライアンス体制の構築及び運用状況については、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

i) 当社グループ共通規範

業務の遂行にあたり法令、定款の遵守を常に意識するよう「アマダグループ経営理念」及び「アマダグループ行動規範」等を定め、その周知徹底を図る。

ii) 内部統制・リスク管理委員会

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、専門委員会等重要な会議の議事録並びに、その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規程・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i) 当社グループの損失発生防止及び損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理基本規程」においてリスク管理に関する基本的な事項を定める。内部統制・リスク管理委員会は、当社グループのリスクを一元管理し全社的推進等を図る。また、不正行為及びコンプライアンス違反等の情報が漏れなく報告されることを目的として、「不正行為及び

- リスク情報」に関する調査・解明・伝達ルートの規程を定め当社グループ各社に周知する。
- ii) 個々のリスク管理については、各種専門委員会、内部統制・リスク管理委員会の下部組織として設置するリスクマネジメント部会及び各リスク主管部署が各種のリスクに対応する。
 - iii) 重大な事件・事故及び自然災害等の緊急事態が発生し全社的な対応が必要と判断された場合は、緊急対策本部等を設置して迅速に危機管理を行う。
 - iv) これらのリスク管理体制の構築及び運用状況については、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき経営に関する一定の重要な事項について決定し、職務執行の監督を行う。
- ii) 取締役会の少数精鋭化による意思決定の迅速化と、執行機関の分離による業務執行機能の充実を図るため執行役員制度を採用する。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- iii) 経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議する。

⑤ 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループは、「アマダグループ経営理念」、「アマダグループ行動規範」等を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ii) 当社グループは子会社を含む経営上の重要事項については、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認又は取締役会への報告を求めるとともに、子会社から事業計画等に関する報告を定期的に受け、子会社の業務の適正性を確認する。
- iii) 当社グループ会社の管理については、「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- iv) 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を取締役会、社長、監査役及び内部統制・リスク管理委員会に報告する。

- ⑥ 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 当社の監査役会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役職務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人の人事は、代表取締役と監査役が協議の上決定する。
 - ii) 監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合、同使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。
 - iii) 監査役会には事務局を設置する。監査役会事務局は、議事録の作成及び保存・管理を行う。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人（以下「役員・使用人」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・使用人は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
 - ii) 役員・使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- ⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、監査役の監査計画に応じてあらかじめ予算化し、調査を含む監査上の理由で緊急又は臨時に支出した費用について前払い又は事後に償還するものとする。
- ⑨ その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。
 - ii) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を目的として内部統制・リスク管理委員会を設置し、原則として年2回の定例会を開催しております。また、法令違反・不正行為の早期発見と是正を目的として、内部監査部門及び社外委託会社を窓口とする内部通報制度を運用しており、「内部通報処理規程」において内部通報者及び調査協力者は不利な取扱いを受けない旨を定めております。コンプライアンス教育及び啓発活動の推進については、集合教育及び随時受講可能なオンライン教育を継続的に実施しております。なお、これらの内部統制システムの運用状況については、内部統制・リスク管理委員会が取締役会へ報告しております。

② 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度は、取締役会を8回開催しており、このほか取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。また、取締役会の諮問機関として過半数の社外取締役で構成され、社外取締役を議長とする指名委員会、報酬委員会を随時開催しており、社外取締役の知見及び助言を生かしながら審議を行うなど、取締役会の独立性・客観性の確保に努めております。3名の社外取締役は、取締役会のほか重要な会議にも出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ リスク管理に関する取り組み

当社グループの損失発生の防止及び損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理基本規程」においてリスク管理に関する基本的な事項を定め、平常時から対応策を検討する等のリスク管理に努めております。内部統制・リスク管理委員会が当社グループのリスクを一元管理し全社的推進等を図り、個々のリスク管理は「安全衛生委員会」、「輸出管理本部」、「アマダグループ環境エコ推進委員会」等の各専門委員会において管理・対応を図っております。これに加え、内部統制・リスク管理委員会の下部組織であるリスクマネジメント部会が、ヒト・モノ・カネ・情報等に係るグループレベルでの重要リスクについての方針を定め、対応を図っております。また、緊急事態の発生時においては緊急対策本部等を設置して

迅速に危機管理を行っております。

④ グループ会社管理に関する取り組み

当社グループ会社の管理については、業務の効率化と適正化を図ることを目的に「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき管理しております。各グループ会社を管理する主管部署が経営管理の指導を主体的に行っております。また内部監査部門は、グループ会社の内部統制システムの整備及び運用状況をチェックし、問題の早期発見や損失発生の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会その他重要会議への出席のほか、内部監査部門が行う当社グループの内部監査の結果について報告を受けております。また、子会社を含む重要な拠点への往査、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、担当業務の聴取を通じて、監査の実効性の確保を図りました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告及び四半期レビュー・期末監査結果報告の受領並びに情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に関する協議を実施いたしました。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

単位：百万円（未満切捨）

科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)	科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)
(資産)			(負債)		
流動資産			流動負債		
現金及び現金同等物	106,791	75,868	営業債務及びその他の債務	58,828	42,009
営業債権及びその他の債権	123,468	115,534	借入金	4,822	11,220
棚卸資産	101,885	81,765	未払法人所得税	9,120	2,034
その他の金融資産	23,388	25,679	その他の金融負債	4,172	3,014
その他の流動資産	8,598	8,161	引当金	2,076	1,755
流動資産合計	364,132	307,009	その他の流動負債	32,635	25,085
非流動資産			流動負債合計	111,655	85,118
有形固定資産	164,429	160,270	非流動負債		
のれん	6,251	6,067	借入金	2,244	3,690
無形資産	11,900	13,532	その他の金融負債	9,712	10,127
持分法で会計処理されている投資	487	420	退職給付に係る負債	3,025	3,072
その他の金融資産	52,834	54,766	引当金	7	6
繰延税金資産	5,343	6,124	繰延税金負債	503	1,116
その他の非流動資産	9,059	9,106	その他の非流動負債	3,255	3,352
非流動資産合計	250,307	250,288	非流動負債合計	18,749	21,367
資産合計	614,439	557,298	負債合計	130,405	106,485
			(資本)		
			資本金	54,768	54,768
			資本剰余金	143,883	143,883
			利益剰余金	269,067	252,315
			自己株式	△12,095	△12,092
			その他の資本の構成要素	24,164	8,202
			親会社の所有者に帰属する持分合計	479,788	447,077
			非支配持分	4,246	3,735
			資本合計	484,034	450,813
			負債及び資本合計	614,439	557,298

(注) 前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

連結損益計算書

単位：百万円（未満切捨）

科 目	当 期		（ご参考）前 期	
	（自2021年4月1日	至2022年3月31日）	（自2020年4月1日	至2021年3月31日）
売上収益		312,658		250,448
売上原価		△179,015		△151,246
売上総利益		133,643		99,201
販売費及び一般管理費		△94,432		△81,547
その他の収益		1,568		14,150
その他の費用		△2,240		△5,098
営業利益		38,538		26,705
金融収益		3,899		2,942
金融費用		△2,067		△864
持分法による投資利益		126		35
税引前利益		40,496		28,818
法人所得税費用		△12,497		△10,081
当期利益		27,999		18,737
当期利益の帰属				
親会社の所有者		27,769		18,564
非支配持分		229		173
当期利益		27,999		18,737

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

連結持分変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

単位：百万円 (未満切捨)

	親会社の所有者に帰属する持分										非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					合計		
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	持分法によるその他の包括利益	合計			
2021年4月1日 残高	54,768	143,883	252,315	△12,092	-	4,291	3,915	△4	8,202	447,077	3,735	450,813
当期利益	-	-	27,769	-	-	-	-	-	-	27,769	229	27,999
その他の包括利益	-	-	-	-	121	1,796	14,137	14	16,069	16,069	426	16,495
当期包括利益	-	-	27,769	-	121	1,796	14,137	14	16,069	43,839	655	44,495
配当金	-	-	△11,125	-	-	-	-	-	-	△11,125	△145	△11,270
自己株式の取得	-	-	-	△3	-	-	-	-	-	△3	-	△3
自己株式の処分	-	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	107	-	△121	13	-	-	△107	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	0	△11,017	△3	△121	13	-	-	△107	△11,128	△145	△11,274
2022年3月31日 残高	54,768	143,883	269,067	△12,095	-	6,101	18,052	9	24,164	479,788	4,246	484,034

計算書類

貸借対照表

単位：百万円（未満切捨）

科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)	科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	44,987	25,270	支払手形	623	397
受取手形	13,645	17,228	買掛金	12,332	7,801
売掛金	47,838	36,356	電子記録債務	17,596	11,636
有価証券	19,503	27,599	リース債務	68	75
商品及び製品	17,657	14,928	未払金	2,392	1,044
仕掛品	5,939	3,157	未払費用	3,298	6,992
原材料及び貯蔵品	10,874	7,446	未払法人税等	5,242	383
前渡金	27	55	契約負債	2,762	2,492
前払費用	470	342	預り金	24,938	19,783
短期貸付金	2,021	2,373	製品保証引当金	428	294
未収入金	7,036	6,488	賞与引当金	2,331	1,818
その他	504	502	役員賞与引当金	236	157
貸倒引当金	△650	△886	その他	310	258
流動資産合計	169,855	140,864	流動負債合計	72,560	53,137
固定資産			固定負債		
有形固定資産			リース債務	26	29
建物	53,282	47,331	繰延税金負債	1,534	527
構築物	6,017	5,648	再評価に係る繰延税金負債	477	477
機械及び装置	11,018	12,331	退職給付引当金	135	139
車両運搬具	132	137	関係会社事業損失引当金	12	-
工具、器具及び備品	2,085	2,010	資産除去債務	7	6
貸与資産	5,658	5,659	長期預り保証金	932	948
土地	32,274	32,262	その他	889	1,016
リース資産	36	46	固定負債合計	4,016	3,145
建設仮勘定	946	3,002	負債合計	76,576	56,283
有形固定資産合計	111,452	108,430	(純資産の部)		
無形固定資産			株主資本		
のれん	-	0	資本金	54,768	54,768
特許権	1	1	資本剰余金		
ソフトウェア	7,142	8,478	資本準備金	163,199	163,199
電話加入権	109	109	その他資本剰余金	0	-
その他	9	12	資本剰余金合計	163,199	163,199
無形固定資産合計	7,263	8,601	利益剰余金		
投資その他の資産			利益準備金	9,126	9,126
投資有価証券	51,877	53,797	その他利益剰余金		
関係会社株式	69,832	69,923	土地圧縮積立金	408	408
関係会社出資金	20,724	20,748	償却資産圧縮積立金	5,607	5,955
長期貸付金	1,521	1,738	別途積立金	111,852	111,852
長期前払費用	298	303	繰越利益剰余金	27,155	19,690
前払年金費用	4,882	3,636	利益剰余金合計	154,150	147,033
不動産リース投資資産	1,036	1,211	自己株式	△12,095	△12,092
その他	930	936	株主資本合計	360,022	352,909
貸倒引当金	△637	△640	評価・換算差額等		
投資その他の資産合計	150,466	151,656	その他有価証券評価差額金	11,631	9,552
固定資産合計	269,182	268,689	土地再評価差額金	△9,191	△9,191
資産合計	439,038	409,553	評価・換算差額等合計	2,439	360
			純資産合計	362,461	353,270
			負債・純資産合計	439,038	409,553

(注) 前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

損益計算書

単位：百万円（未満切捨）

科 目	当 期		（ご参考）前 期	
	（自2021年4月1日 至2022年3月31日）		（自2020年4月1日 至2021年3月31日）	
売上高		154,208		121,727
売上原価		101,869		82,437
売上総利益		52,339		39,290
販売費及び一般管理費		36,406		33,572
営業利益		15,932		5,717
営業外収益		9,921		10,677
受取利息		113		143
有価証券利息		209		253
受取配当金		7,346		7,810
投資有価証券売却益		—		29
受取手数料		431		449
為替差益		935		719
その他		885		1,272
営業外費用		280		558
支払利息		2		1
投資有価証券評価損		—		493
デリバティブ評価損		262		25
関係会社事業損失引当金繰入額		12		—
その他		2		37
経常利益		25,573		15,837
特別利益		197		47,108
固定資産売却益		6		10,190
投資有価証券売却益		—		89
抱合せ株式消滅差益		—		36,599
消却債券回収益		153		—
関係会社清算益		37		—
補助金収入		—		230
特別損失		1,671		1,612
固定資産除却損		1,665		1,131
減損損失		—		167
投資有価証券売却損		—		52
解約違約金		—		174
その他		5		87
税引前当期純利益		24,100		61,333
法人税、住民税及び事業税		5,768		1,612
法人税等調整額		90		3,726
法人税等合計		5,858		5,338
当期純利益		18,241		55,994

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

株主資本等変動計算書（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

単位：百万円（未満切捨）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金
2021年4月1日残高	54,768	163,199	—	163,199	9,126	408	5,955	111,852
事業年度中の変動額								
償却資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△348	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	△348	—
2022年3月31日残高	54,768	163,199	0	163,199	9,126	408	5,607	111,852

	株主資本				評価・換算差額等			純 資 産 計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
2021年4月1日残高	19,690	147,033	△12,092	352,909	9,552	△9,191	360	353,270
事業年度中の変動額								
償却資産圧縮積立金の取崩	348	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	△11,125	△11,125	—	△11,125	—	—	—	△11,125
当期純利益	18,241	18,241	—	18,241	—	—	—	18,241
自己株式の取得	—	—	△3	△3	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	2,078	—	2,078	2,078
事業年度中の変動額合計	7,464	7,116	△3	7,113	2,078	—	2,078	9,191
2022年3月31日残高	27,155	154,150	△12,095	360,022	11,631	△9,191	2,439	362,461

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社アマダ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木登樹男

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古賀祐一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマダの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アマダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社アマダ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古賀祐一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマダの2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社アマダ 監査役会

常勤監査役 重田孝哉 ㊟

常勤監査役 柴田耕太郎 ㊟

社外監査役 竹之内明 ㊟

社外監査役 西浦清二 ㊟

以上

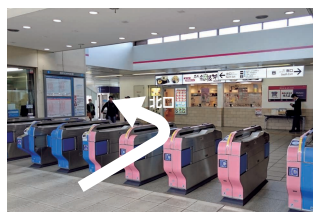
株主総会会場ご案内図

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

当社本店 アマダフォーラム内 246ホール
神奈川県伊勢原市石田350番地 TEL:0463-96-1111（代表）



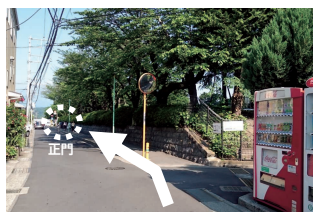
1 小田急線愛甲石田駅の改札を出て、左方向の「北口」へお進みください。



2 デッキで国道を渡り、階段下を右折。会場方向に歩道を直進してください。



3 「子安神社交差点」を右折してください。角にある喫茶店が目印です。



4 しばらく進むと当社敷地が見えてきます。正門は道なりに進んだ右側です。



- 新宿／小田原方面から小田急線で「愛甲石田駅」下車、徒歩10分
- 横浜方面から相鉄線で「海老名駅」にて小田急線に乗り換え「愛甲石田駅」下車、徒歩10分

※愛甲石田駅から会場までの送迎車のご用意はありません。



- 東名高速道路厚木インターチェンジから約5分（出口は「厚木西」をご利用ください。）
- カーナビで登録する場合は伊勢原市石田350番地（アマダフォーラム表示になる場合があります）でお願いいたします。また、右記マップコードを対応したカーナビに入力してご利用いただくこともできます。
- 「マップコード」および「MAPCODE」は株式会社デンソーの登録商標です。



株式会社アマダ
https://www.amada.co.jp
TEL:0463-96-1111（代表）



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。
見やすく読みまがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。